

投資信託定時定額購入サービス規定

第1条（規定の趣旨）

この規定は、毎月あらかじめご指定された日（以下「購入日」といいます。）にご指定された投資信託受益権（以下「指定銘柄」といいます。）を一定金額ずつ購入し続ける取引（以下「本取引」といいます。）にかかる手続き等について規定するもの（以下「本規定」といいます。）です。

第2条（本取引の申込と成立）

当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名（または記名押印）し、これを当行に提出することによって、本取引を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り本取引を開始します。

また、原則として、ご本人等であることを確認できる書類をご提示いただきます。

第3条（本取引の変更または終了の申し出）

本取引の変更または終了の申し出は、当行所定の書類に必要事項を記入のうえ署名（または記名押印）し、これを取扱店に本取引の変更または終了希望日の前々営業日までにご提出してください。

また、原則として、ご本人等であることを確認できる書類をご提示いただきます。

第4条（購入日が休日等の場合）

1. 購入日当日が銀行休業日、あるいは銘柄ごとに投資信託委託会社が定める購入不可日に当たる場合は翌営業日が購入日となります。
2. 購入日を毎月29日から31日に指定している場合は、当月にその応当日がない場合に限り、購入日を毎月月末とします。

第5条（購入代金および支払方法）

1. 購入代金は、指定銘柄の最低申込金額または当行所定の最低購入金額のいずれか高い金額以上かつ当行所定の購入単位でご指定された一定金額とします。
2. 購入代金は毎月の購入日の午前0時以降当行窓口営業開始までの間にあらかじめ指定された引落預金口座から口座振替にて引き落としさせていただきます。この場合、普通預金規定または当座預金規定にかかわらず、預金通帳、預金払戻請求書または小切手のいずれかにもよらず引き落としを行います。ただし、急な市場の休場等で購入日が購入不可日となった場合には、当初の購入予定日に購入代金を引き落としさせていただくことがあります。
3. 購入代金の引き落とし時点で引落指定口座の最終支払可能残高（総合口座貸越、バンクカードローン・BCローン、カードローンまたは当座貸越の貸越可能額を除きます）が購入総額に満たない場合は引き落としおよび購入をいたしません。購入代金は購入日の前日までに引落指定口座に入金してください。また、同一日に複数の銘柄を購入する場合、同一日の引き落とし購入金額の合計を引き落としできない場合は、全銘柄の購入を行いません。

第6条（購入方法および所有権の移転）

1. 当行は申込金額に応じ、購入日を取得申込日として所定の価額にて指定銘柄を購入し、本取引期間満了まで継続して購入するものとします。第3条に定める方法以外では本取引期間内の購入の変更・停止等はできません。
2. 指定銘柄の所有権は、約定と同時にお客さまに移転します。

第7条（金銭の支払い）

お客さまが金銭の支払いの請求をされる場合は、 当行所定の書類に必要事項を記入のうえ署名（または記名押印）して取扱店に提出してください。また、原則として、ご本人等であることを確認できる書類をご提示いただきます。

第8条（免責）

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責めを負いません。

- (1) 当行所定の書類の署名（または記名押印）および提示（記録）された本人確認書類と相当の注意をもって確認し、お客さまによるものに相違ないと認めて金銭の支払いを行ったうえで、当該書類等または本人確認書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (2) 当行所定の書類の署名（または記名押印）または提示（記録）された本人確認書類がお客さまのものと相違すると認められたため、金銭の支払いをしなかった場合に生じた損害

第9条（本取引終了時のお預り投資信託受益権の取扱い）

第3条の定めにより、本取引を終了した場合であっても、お客さまが権利を有する投資信託受益権は、引き続き振替決済口座に記載または記録いたします。

第10条（本取引の終了）

第3条にかかわらず、本取引は、次の各号のいずれかに該当したときは、終了するものといたします。

- (1) 当行が累積投資業務を営むことができなくなったとき
- (2) 本取引にかかる指定銘柄が償還されたとき
- (3) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- (4) 残高不足等の理由により長期間にわたって購入実績がなく、本取引を終了することが相当と当行が判断したとき
- (5) 本取引をつみためNISAで申し込まれた場合で、当行が別に定める期限以降に、NISA口座開設が認められなかったとき（本取引を一般NISAで申し込まれた場合は、課税扱いで購入することとし本取引は終了しません。なお、当行が別に定める期限までに、NISA口座開設が認められなかった場合、本取引の申し込みは取下げとします。）

第11条（合意管轄）

本取引に関して紛争の必要を生じた場合には、 当行本店または取扱店を管轄する裁判所を所轄裁判所とすることに合意します。

第12条（本規定の変更）

本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法により周知します。

第13条（投資信託受益権振替決済口座管理規定の適用）

本規定に別段の定めがないときには、 当行の「投資信託受益権振替決済口座管理規定」に従います。また、本規定において定義のない用語で、当行の「投資信託受益権振替決済口座管理規定」において定義のある用語については、その定義によるものとします。

以上